

傷害特約〔総合保険用〕特約条項

| 改 定 後  | 改 定 前   |
|--|---|
| <p>第9条（災害死亡保険金額の減額）</p> <p>保険契約者は、この特約の災害死亡保険金額を減額することができます。ただし、当社は、減額後のこの特約の災害死亡保険金額が当社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。</p> <p style="text-align: center;">（ 削 除 ）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> | <p>第9条（災害死亡保険金額の減額）</p> <p>① 保険契約者は、この特約の災害死亡保険金額を減額することができます。ただし、当社は、減額後のこの特約の災害死亡保険金額が当社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。</p> <p>② <u>次の特約が解約された場合またはその死亡保険金額、家計保障年金年額もしくは生活サポート終身年金年額が減額された場合に、その合算保険金額に対するこの特約の災害死亡保険金額の割合が当社の定める限度をこえるときには、当社の定める方法により、この特約の災害死亡保険金額も同時に当社の定める限度まで減額されます。ただし、特約の保険期間が満了した場合、保険金の支払事由の発生により消滅した場合または年金の支払事由が発生した場合には、当社は、本項の取扱いを行いません。</u></p> <p><u>1. 定期保険特約〔総合保険用〕</u></p> <p><u>2. 終身保険特約〔総合保険用〕</u></p> <p><u>3. 家計保障年金特約〔総合保険用〕</u></p> <p><u>4. 生活サポート定期保険特約〔総合保険用〕</u></p> <p><u>5. 生活サポート終身年金特約〔総合保険用〕</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> |

※ 改定前の特約条項は2015年9月1日時点のものです。